

第4回 滋賀県分収造林事業あり方検討会等の 内容報告について

第3回分収造林事業あり方検討会の検討状況

- 公社問題を通じて**県が果たすべき責任を前提に**、分収造林事業のあり方、公社組織のあり方、今後の森林整備のあり方について、**想定される方向性を示し議論を行った。**

県民への責任

子どもに課題を残さず、**造林公社問題の真の解決を目指す責任**

自然への責任

県内の森林（奥地水源林）に寄り添い、**琵琶湖や生態系と共に生きる責任**

下流への責任

将来的に森林の水源涵養機能を維持し、**近畿1,450万人の水源を守り続ける責任**

<分収造林事業のあり方>

- ★ 今後の方向性として、**事業の廃止（短期・中長期的）もしくは、皆伐再造林の選択肢を検討**

<公社組織のあり方>

- ★ 今後の方向性として、「**解散**」、「**経営を縮小し存続**」、「**新たな役割を与え存続**」、「**解散し、県組織に吸収**」の4案で検討

<今後の森林整備のあり方>

- ★ 今後の方向性として、**県で管理・公社で管理・県と市町の広域連携による管理**の3案で検討

これまでの3回のあり方検討会での検討状況を踏まえ、分収造林事業のあり方、公社林整備のあり方、公社組織のあり方について、その方針(案)を提示する。

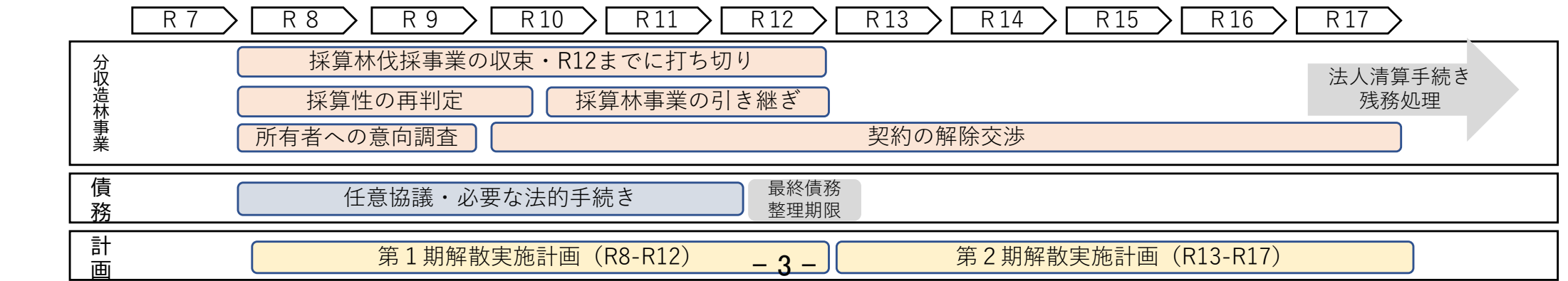
分収造林事業のあり方

★ 分収造林事業のあり方の方針（案）

現在の社会経済情勢下では、伐採収益で総額約188億円の債務弁済を行う事業スキームは実質的に破綻状態である。そのため、これまでの経営に区切りをつけ、将来に持続可能な森林整備の形へ移行するために、造林公社が行う分収造林事業は中長期的（5～10年を目途）に収束させる方針とする。

事業収束に向けた基本方針

分収造林契約の取り扱い	採算林の伐採	債務整理	長期計画・中期計画
契約満了を待たずに、 契約上の公社の持分を放棄する形で、契約の合意解除 を行い、 森林の所有権を土地所有者へ返還 する。	県として、分収造林事業の継続によって 債務弁済を受ける目的での団体運営費の支援は、継続できない。 団体運営費支援が無くなる前提で、採算性を再判定し、事業収束に向けて、 採算林伐採事業の打ち切りを図る。	整理の必要な債務額のうち、少なくとも、滋賀県が保有する債権については、将来的な全額放棄を念頭に、 債権者－債務者間で債務問題の解決を図るための任意協議を進める。	中期経営改善計画は、令和7年度末に、長期経営計画は、債務整理に目途が立った段階で、廃止する。 今後は、 5年を計画期間とする解散実施計画を策定 し、必要な手続きを進める。

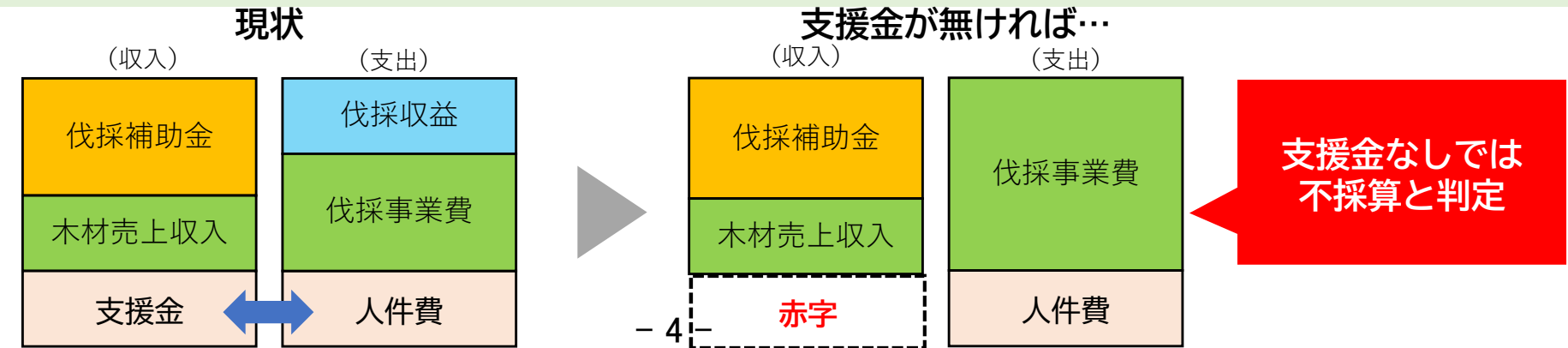


分収造林事業のあり方（運営費支援の考え方）

- 県は公社へ団体運営費支援として毎年度約2億円を拠出。公社は、この支援金を経営の基礎として分収造林事業を実施し、伐採収益から債務弁済を実施している。
- 毎年度の債務弁済は平均約6,000万円で、**県の資金収支上は毎年度1.4億円の赤字が累積し続ける状況**
- 県としては、このまま事業を継続したとしても**債務全額の弁済が不可能な見込み**であれば、これ以上、**分収造林事業を継続する目的での団体運営費支援は継続できないと判断。**



- 公社では、**分収造林事業にかかる人件費を県からの団体運営費支援金で充当することを前提**に、事業地の**採算性を判定**している。
- 団体運営費支援金が無ければ、**ほぼ全ての事業地で不採算林判定**になると推察される。



一般社団法人滋賀県造林公社の組織のあり方

<あり方検討会での組織のあり方に関する主な意見>

- ・今の状況で公社が存続していくことはまず不可能。
- ・県と公社に責任が分離した状態でお互いに牽制がかからなかったことがこの問題の原因ではないか。
- ・採算林と不採算林を同時に扱ってきたことが公社に関する判断を歪ませてきた一つの要因。
- ・今後の公的な役割が環境林整備や森林管理に特化するのであれば、担う組織に機動性や柔軟性は不要。
- ・環境林整備に特化するのであれば、安定的な管理や政策決定、県全体の森林を俯瞰した政策判断が必要。

◎分収造林契約解除後の公社林の取り扱い（案）

採算林

- ・森林組合をはじめとする民間林業事業体へ伐採事業を引き継ぎ、**林業経営を推進**する。

不採算林

- ・所有者管理が難しい森林を対象に、**公的管理を推進**する。

あり方検討会での議論を踏まえ、
今後の公的役割は、不採算林への
環境林整備・森林管理に特化する

★ 公社の組織のあり方の方針（案）

造林公社は、分収造林事業の収束が
完了した段階で**解散する**。

※事業収束までの間、団体存続に必要な県からの支援は継続する。

公社林整備のあり方（案）

既に林業公社を解散した自治体の多くが採算林を対象にした県営林化による公的管理を選択

区 分		内 容
公社解散	他団体へ事業譲渡 (1 県)	群馬県 (H25★) ※分収造林事業廃止に向けて全契約の解除を目指したが、進捗率 6 割にとどまり、他公社へ人員体制も含めて事業譲渡
	直営で管理 (5 県)	岩手県 (H19)、栃木県 (H25★)、神奈川県 (H22★)、山梨県 (H28★)、奈良県 (H28★)
	森林組合へ委託 (8 府県)	青森県 (H25★)、茨城県 (H22)、福井県 (H25)、愛知県 (H25★)、京都府 (H26★)、広島県 (H27★)、愛媛県 (S55)、大分県 (H19)



★は三セク債の活用により林業公社を清算

<分析>

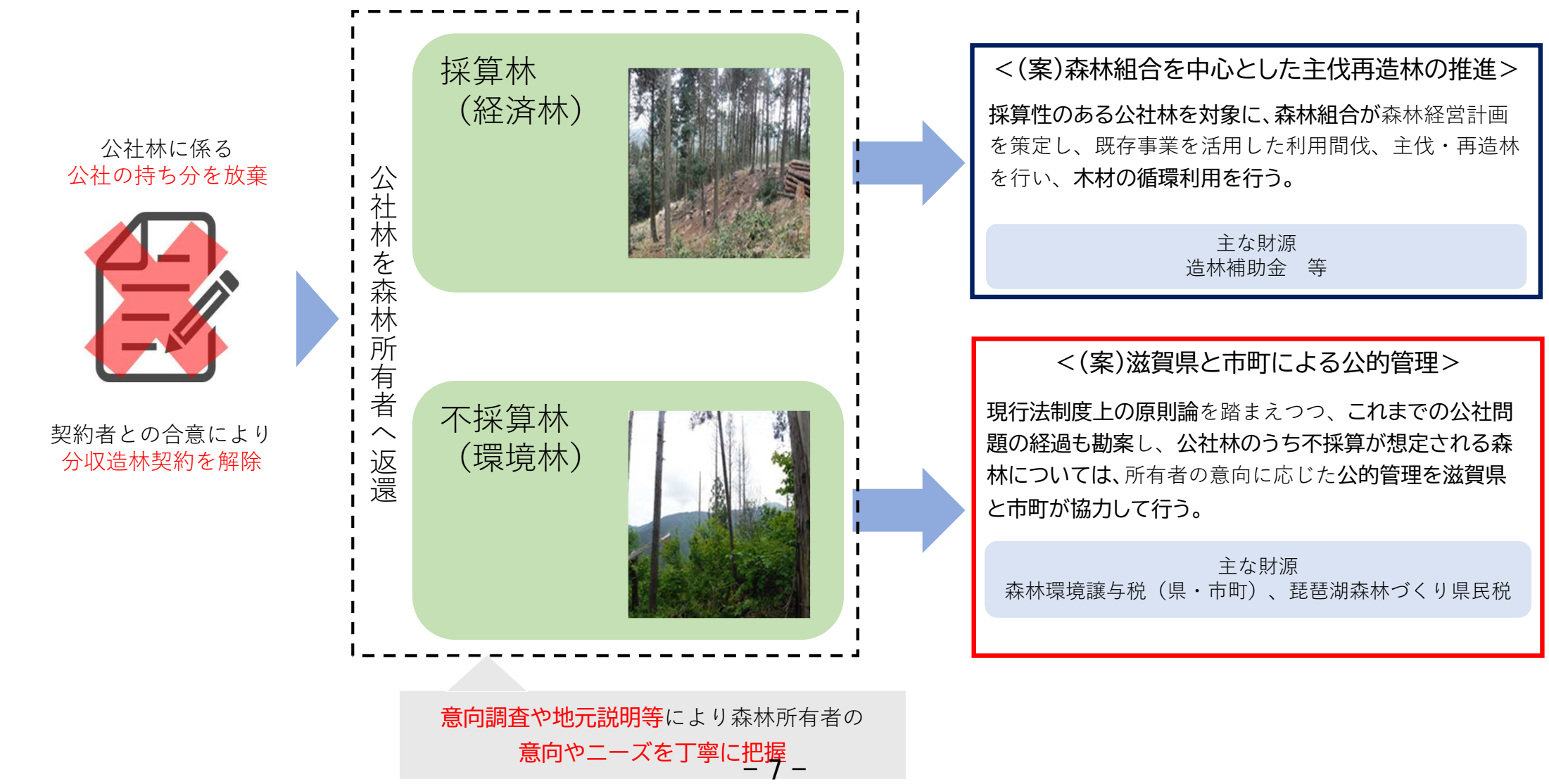
県営林化とは、自治体が林業公社の分収造林契約を引き継ぐことであり、分収造林事業の根本的な解決には至っていないと評価。また、分収造林事業の継続には多額の行政コストが生じるおそれ。

<あり方検討会委員からの今後の森林整備に関する意見>

- ・ 森林の公益性を維持管理するために、所有者に代わって、収益性のない森林の管理を行うという方向性はあるのではないか。
- ・ 採算林は民間にお任せし、自治体は公益的機能を守るための不採算林の整備、管理に特化すればどうか。

公社林整備のあり方（案）

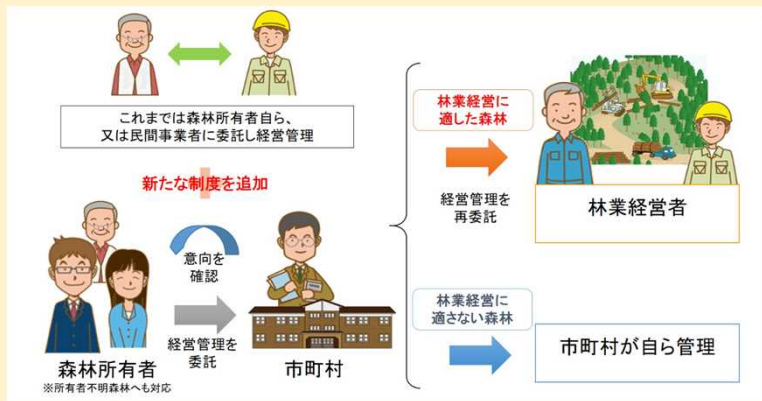
○ **県民への責任、自然への責任、下流への責任を果たす**とともに、未だ見えぬ未来を想い琵琶湖の保全を目的に造林を行った**造林公社のレガシーを継承**し、“よりよき祖先”の視点から森林の持つ水源涵養機能を将来に渡し持続的に発揮させるため、未整備森林の解消を目的に、**所有者自身による管理が難しい公社林を、滋賀県と市町の連携による公的管理によって守り育てていくこと**としたい。



奥地水源林（公社林含む）の管理について

<原則論>

- ・原則（民法上・森林経営管理法上）森林管理は所有者責任
- ・所有者が管理できない森林は森林経営管理制度により市町村の責任で管理することとなっている。



<県と市町の役割分担>

平成31年4月1日に策定した「琵琶湖森林づくり県民税および森林環境譲与税の使途に関する基本方針」で、以下のとおり整理。

	琵琶湖森林づくり県民税	森林環境譲与税
使途の考え方	環境重視と県民協働の視点に立った施策で、 森林経営管理法に基づく市町の支援等以外	森林経営管理法に基づく施策
県の使途	水源涵養などの機能が広域に発揮される奥地での針広混交林化 等	森林経営管理法に基づく市町の支援 等
市町の使途	ニホンジカの捕獲、モデル的な木造公共施設整備、森林環境教育 等	放置森林の整備と境界の明確化 、地域の森林整備促進につながる県産材の利用 等

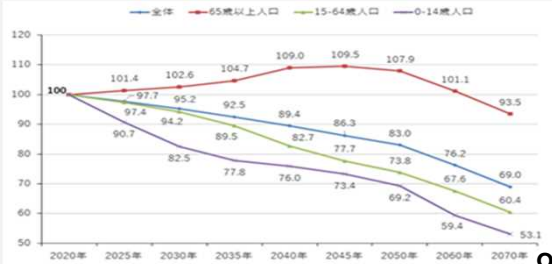
公社林（不採算林）の契約解除後は、所有者責任による管理 or 森林経営管理法に基づく市町管理が原則

ただし・・・

<課題>

- ・森林経営管理法については、制度創設から5年以上が経過しているが、全国的に実施率が低い。滋賀県でも様々な課題があり、全国平均以下の実施率に留まる状況と認識。

	滋賀県	19市町計
林業職員数	125人	4人
意向調査実施率		5%
全国平均実施率		10%



<造林公社問題のこれまでの経緯>

- ・滋賀県が設置した造林公社で県内2万haで造林事業を実施。
- ・将来に持続的な水源涵養機能の維持保全を担保に多額の債権放棄を下流自治体をお願いしてきた経過。

奥地水源林（公社林含む）について、県と市町が協力して整備、管理できる体制（組織、財源、情報）の構築について検討したい。

あり方検討会委員の意見

- 議論された方針案について、あり方検討会委員の長浜市長と多賀町長が賛否に関する意見を留保されたが、他の委員は方針案に賛成の意向を示された。
- 今後は、具体像を示した上で市町や関係機関との協議を進めるべきという意見や、滋賀県として琵琶湖を守るための森林所有のあり方についても検討いただきたい、といった意見があった。

<あり方検討会委員からの主な意見>

- ・ 当初の契約では収益を分収すると言っておきながら結局は契約解除になるので、契約者からは相当の不満が出てくるだろうと当然に予想される。最終的に契約解除の合意が得られないケースも出てくると思うので、その場合の法的なスキームを整理しておくべき。
- ・ 市町には林業の専門職員もおらず、市町だけでは森林整備は進まない。県が主導でやっていかないといけない。
- ・ 結局のところ、県がどこまでやるのか、市町の負担がどの程度になるのかが重要。
- ・ 全体的な方向性は評価するが、今後この議論を前に進めるためにも、目指す森づくりの姿や具体的な県と市町の連携の絵、役割分担など、具体像を示した上で、市町や関係機関との議論を進めてほしい。
- ・ 滋賀県は他県に比べ国有林が少なく、私有林が多い。今後、人口減少や少子高齢化が進行すれば所有者不明林の増加や土地の流動化が進み、モラルハザードが起こる懸念がある。滋賀県として、琵琶湖を守るためにも今後の森林所有のあり方についても検討いただきたい。
- ・ 所有者の中には森林を次の世代に引き継ぎたくないと思う方も多いと思うので、県として公社問題の解決を通して森林の問題にどのようにアプローチできるのか、いくつかの選択肢を検討していただきたい。

市長会・町村会への説明結果

- これまでのあり方検討会での検討状況について、市長会事務局・町村会事務局から状況報告の依頼があったので、5月20日に市長会へ、5月29日に町村会へ説明を行った。
- 各市町長からは、公社解散後の森林整備を市町の責任とする考え方について**厳しい意見**が多くあった他、今後の森林整備に関する県と市町の連携について、**全体像を早期に示してほしいとの意見**もあった。

<市長会(5月20日開催)からの主な意見>

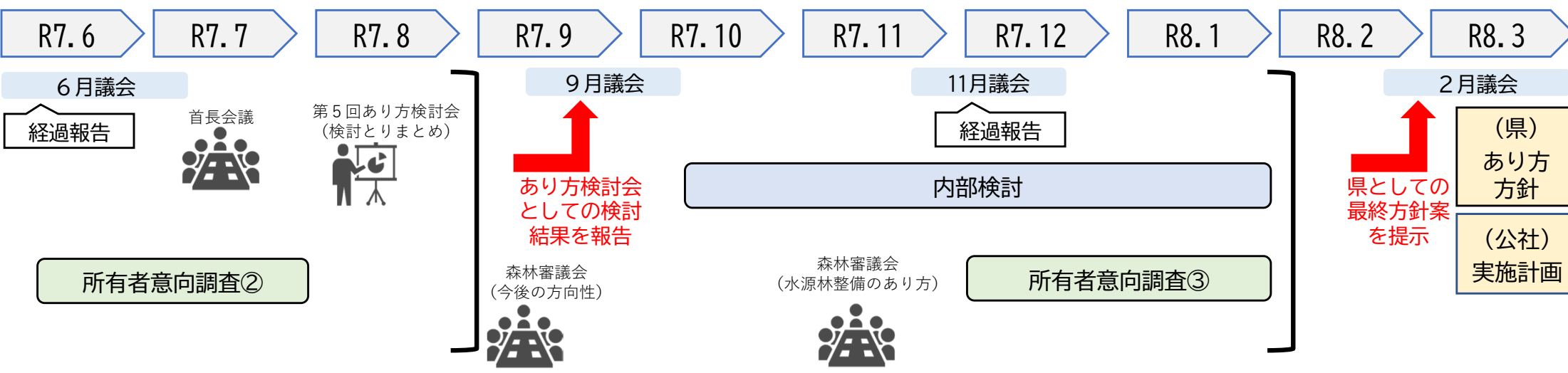
- ・ 公社解散という理由だけで唐突に市町責任と言われても、市町財政に大きく影響することなので、受け入れ難い。
- ・ 造林公社は県の施策なので、最後まで県で責任を取るべきではないか。
- ・ 公社林は天然林を伐採して針葉樹林にした事業地で、不採算になったからといって、公社の森林経営を放棄し、市町責任を主張するのはおかしい。
- ・ 造林公社をやめる決断を下せた県の判断は評価されるべき。
- ・ 市町で負担が必要なら議論する必要があるので、対象とする森林の規模感や手法、コスト、連携の形などの**大枠を早め**に示していただきたい。

<町村会(5月29日開催)からの主な意見>

- ・ 市町で用意できる労力には限りがあり、市町単独で公社林を含む県内水源林の管理は不可能。
- ・ 水源林の公益性を考え、山の無い市町を含めて19市町が関わり、財源を負担し合うところまで考えてほしい。滋賀県の50年先の森林整備を公社問題の解決を通してどのように描くのか、理想像を提示してほしい。
- ・ 山の受益は上流だけでなく下流市町にもあるはずなので、森林環境譲与税の趣旨を踏まえ、19市町で一緒に管理できるような仕組みを考えてほしい。

今後の検討の進め方

○ 大きな進め方として、“あり方検討会での検討”、“森林審議会での審議”、“市町との協議”、“議会との議論”を踏まえた上で、最終的な方針を今年度末までに判断したい。



市町をはじめとする関係機関との協議

当事者（債権者：滋賀県・兵庫県、債務者：造林公社）間での任意協議

★公社林契約者への意向調査

- ・現在、公社林契約者に対してあり方検討に関する意向調査を行っているところ。
- ・また、秋～冬頃を目途に、今後の森林整備の方向性に当てはめた意向調査を実施予定

★債務整理

- ・一般的に様々な手法が想定されることから、まずは当事者間で解決に向けた任意協議を進めている。
- ・次期中期経営改善計画期間の最終年となる令和12年度を債務整理の期限としたい。